

# かわちながの つながり・支えあい推進プラン-河内長野市第3次地域福祉計画 河内長野市社会福祉協議会第2次地域福祉活動計画-の概要

## I 計画の改定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

国においては、東日本大震災の発生以降、災害時要援護者の把握と支援方法の確立の必要性や高齢者の所在不明問題に伴う、地域情報の把握・共有、安否確認方法、生活困窮者自立支援法の成立（平成27年4月施行）による生活困窮者の把握と自立支援方策等について計画へ盛り込むことが求められています。

大阪府では、平成27年3月に「第3期大阪府地域福祉支援計画」が策定され、コミュニティーソーシャルワーカー（CSW）を中心とした各コーディネーターの協働体制づくりのほか、社会福祉法人や市町村等の連携による「自立相談支援から職業的自立まで一貫通貫」に取り組むシステムの構築に向けた取り組み等が進められています。

本市においては、平成18年3月の「河内長野市地域福祉計画」の策定に続き、平成23年3月には、平成23年度から平成27年度までを計画期間とする「河内長野市第2次地域福祉計画」を策定し、市民と行政の連携・協働による地域福祉の課題解決に向けて取り組んできたところです。

今回の計画の改定にあたっては、国・府の方向性を踏まえた計画を策定するとともに、地域福祉の推進において市とともに車の両輪として位置づけられる河内長野市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）が定める「地域福祉活動計画」の改定と合同で取り組み、さらなる地域の活力や福祉力の向上をめざしていきます。

### 2 地域福祉計画とは

《だれもがつながり、支えあい、安心して暮らすための仕組みづくり》

地域福祉計画とは、本市のまちづくりを総合的・計画的に進めるための指針とした「総合計画」に基づく中位計画となるもので、地域福祉を推進するための、市としての基本理念や仕組みづくり、基盤づくり等を定めています。

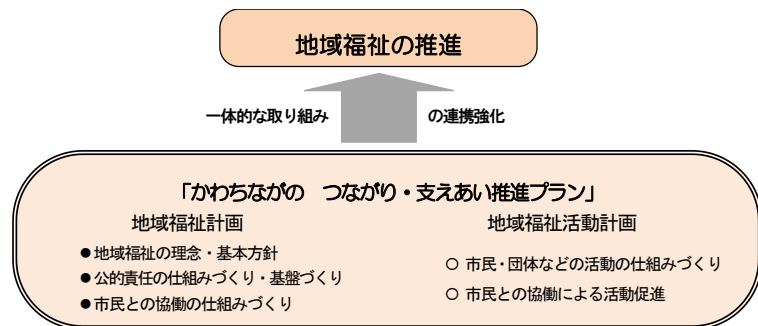
### 3 地域福祉活動計画とは

《市社協をはじめ地域、福祉団体等による地域福祉の活動指針》

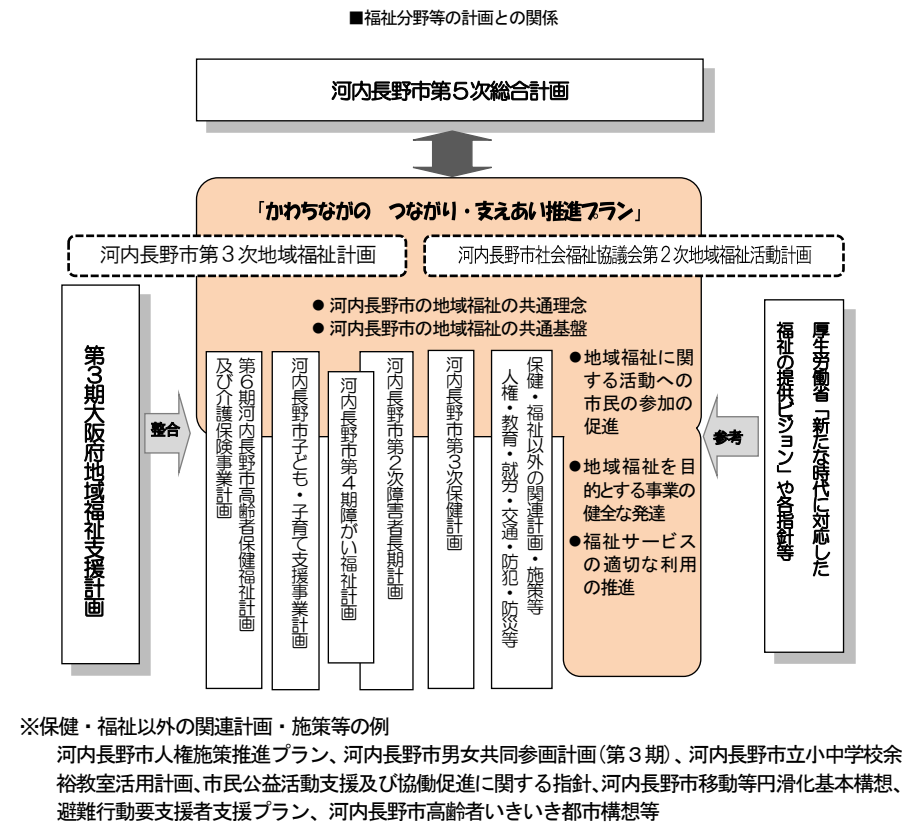
地域福祉活動計画は、市社協が策定する民間の行動、活動計画で、「市民参加と市民主体」の地域福祉をめざし、連携と協働のもとに取り組む計画です。

### 4 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

2つの計画は地域福祉の推進を共通の目的に、車の両輪のように密接な連携のもとに地域福祉を進めていくことが非常に重要であることから、これまでは、市と市社協がそれぞれに計画を策定し、地域福祉の推進に取り組んできましたが、本計画においては、「かわちながの つながり・支えあい推進プラン」として一体的に策定します。



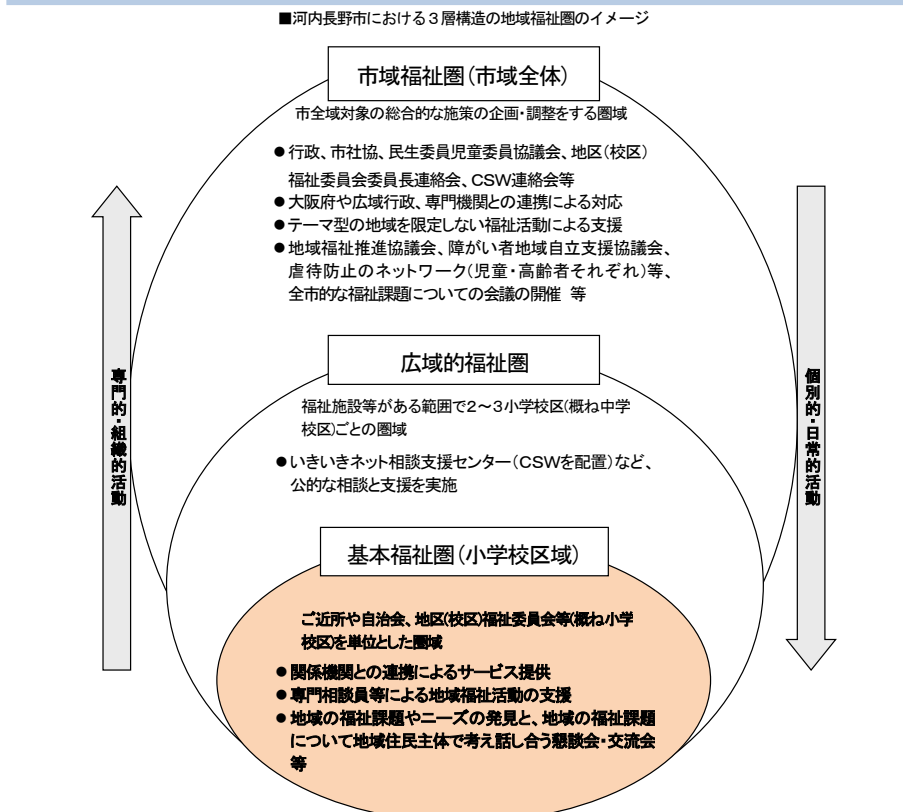
## 5 計画の位置づけ



## 6 計画の期間

本計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間としますが、福祉制度の改正や社会情勢の大きな変化等があった場合は、必要に応じて見直します。

## 7 計画推進のための3層構造の地域福祉圏

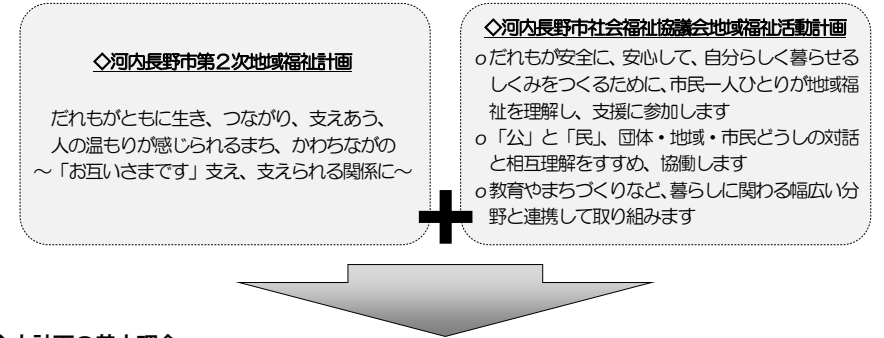


## II 計画の基本理念と基本目標、施策の体系

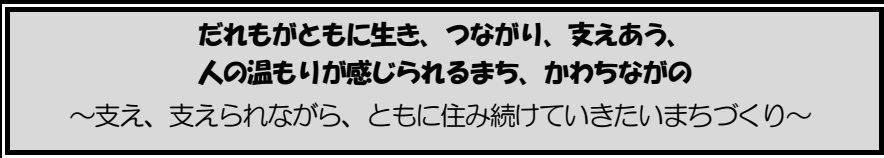
### 1 基本理念

前計画の基本理念を引き続き継承していくとともに、さらなる高齢化の進展と人口減少が進んでいく中で、河内長野市にこれからも住み続けていきたいと実感できる“安心の地域づくり”を広げていく必要性がさらに高まっており、これまでの支え、支えられる地域づくりの取り組みの先に、市民がこれからも住み続けたいと思うことができるような地域づくりをめざしていきます。

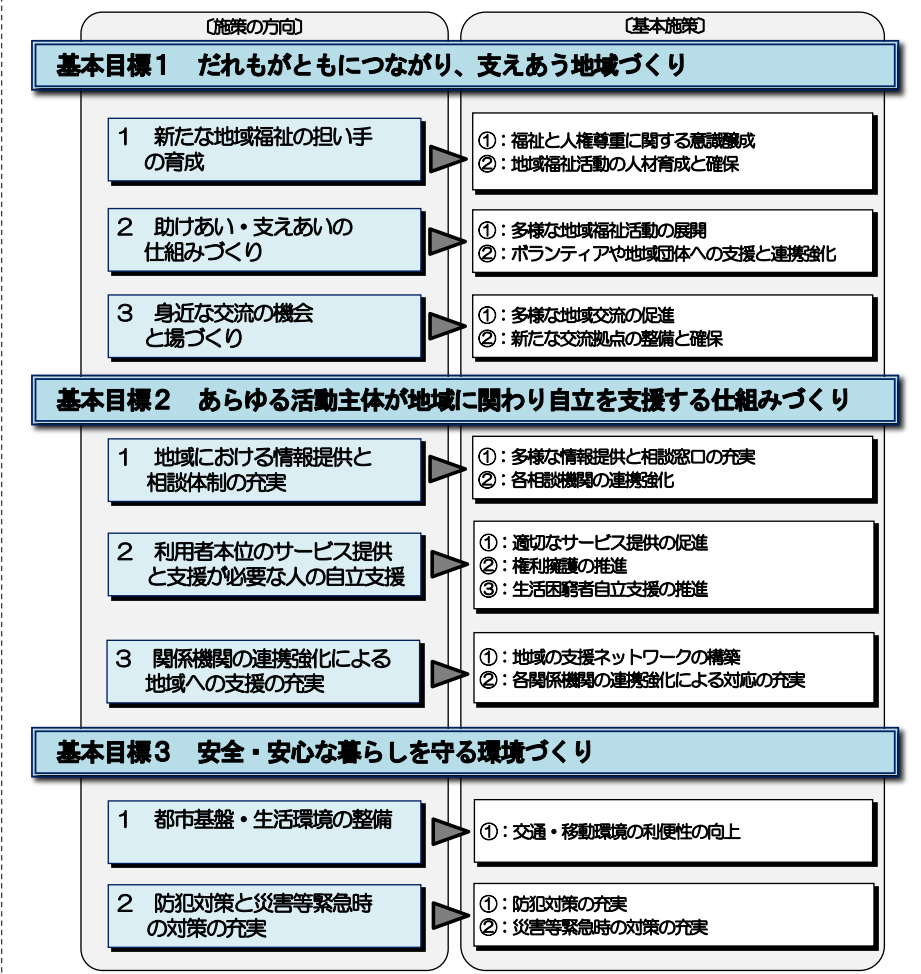
#### ◆これまでの基本理念



#### ◆本計画の基本理念



## 2 3つの基本目標と施策の方向・基本施策



# かわちながの つながり・支えあい推進プラン-河内長野市第3次地域福祉計画 河内長野市社会福祉協議会第2次地域福祉活動計画-の概要

## III 施策の方向性と展開

### 基本目標1 だれもがともにつながり、支えあう地域づくり

施策の方向1 新たな地域福祉の担い手の育成

<基本施策>

- ①福祉と人権尊重に関する意識醸成
  - ・地域福祉に関する啓発の推進【充実】
  - ・学校における福祉教育の推進【充実】
  - ・地域における福祉学習の推進【継続】
  - ・人権啓発の推進【継続】
  - ・虐待の防止【継続】
  - ・DV等暴力防止の啓発と相談対応の充実【継続】

②地域福祉活動の人材育成と確保

- ・ボランティア育成講座の充実【継続】
- ・地域ボランティアの育成支援と活動の促進【充実】
- ・社会福祉施設等との連携によるボランティア活動の場の提供【充実】
- ・元気な高齢者や障がい者、若年世代の人材確保【継続】
- ・地域福祉活動の多様な担い手の育成・確保【充実】
- ・**地域福祉活動への新たな人材の参画促進【新規】**

施策の方向2 助けあい・支えあいの仕組みづくり

<基本施策>

①多様な地域福祉活動の展開

- ・小地域ネットワーク活動の周知【充実】
- ・地区(校区)福祉委員会の活動の支援【充実】
- ・孤立死や虐待防止等の見守り活動の促進【充実】
- ・地域福祉活動等の先進事例の情報提供【継続】

②ボランティアや地域団体への支援と連携強化

- ・ボランティアセンター機能の強化【充実】
- ・福祉分野以外のボランティア活動との連携促進【継続】
- ・ボランティアのステップアップ講座の充実【継続】
- ・NPO法人の立ち上げ等支援【継続】
- ・地域型とテーマ型活動団体の連携促進【継続】
- ・大学等との連携による学生ボランティアの活動促進【充実】
- ・大学等と連携した子育て支援の推進【継続】
- ・社会福祉法人や企業、商店等と連携した地域福祉活動の促進【充実】

施策の方向3 身近な交流の機会と場づくり

<基本施策>

①多様な地域交流の促進

- ・コミュニティ活動の促進【充実】
- ・地域での世代間交流の促進【充実】
- ・地域の子育て支援の充実【充実】
- ・障がいのある人との交流の促進【継続】

- ・地域ぐるみの健康づくりの促進【充実】
- ・社会福祉施設の地域への開放や地域との交流の促進【充実】
- ・地域課題への主体的な取り組みの促進【充実】

②新たな交流拠点の整備と確保

- ・身近な地域での交流の場づくり【継続】
- ・学校等施設の開放【継続】
- ・**交流拠点の確保【新規】**

### 基本目標2 あらゆる活動主体が地域に関わり自立を支援する仕組みづくり

施策の方向1 地域における情報提供と相談体制の充実

<基本施策>

①多様な情報提供と相談窓口の充実

- ・情報提供のバリアフリー化【継続】
- ・情報ボランティア等の育成【充実】
- ・地域に密着した情報の提供【継続】
- ・市社協の情報発信機能の強化【継続】
- ・地域の身近な相談員の周知【充実】
- ・訪問相談活動の推進【充実】
- ・地域における相談活動の推進【充実】
- ・対象者別の専門相談機関の周知と対応の充実【継続】
- ・市民の相談員活動への参加促進【継続】
- ・教育相談の充実【充実】
- ・就労困難者の相談・支援の充実【充実】

②各相談機関の連携強化

- ・相談窓口のネットワークの推進【継続】
- ・専門相談機関と地域での相談窓口との連携【充実】
- ・総合案内化と窓口担当者のスキルアップ【継続】
- ・子育て支援・相談事業担当者ネットワークの強化【継続】
- ・障がい者の支援のためのネットワークの強化【継続】

施策の方向2 利用者本位のサービス提供と支援が必要な人の自立支援

<基本施策>

①適切なサービスの提供の促進

- ・相談機関等のアウトリーチの推進【継続】
- ・相談員の質の向上【充実】

②権利擁護の推進

- ・日常生活自立支援事業の周知と利用促進【継続】
- ・成年後見制度の周知と利用しやすい体制の構築【充実】

③生活困窮者自立支援の推進

- ・**生活困窮者の支援のためのネットワークの強化【新規】**
- ・**生活困窮者への自立支援の促進【新規】**

施策の方向3 関係機関の連携強化による地域への支援の充実

<基本施策>

①地域の支援ネットワークの構築

- ・地区(校区)における地域支援ネットワークの構築【充実】
- ・地域の生活課題や支援を要する人の把握【継続】
- ・**地域包括ケアシステム構築の推進【新規】**

②各関係機関の連携強化による対応の充実

- ・関係課や関係機関との連携強化【継続】
- ・地域包括支援センター等との連携強化【充実】
- ・障がい者地域自立支援協議会の機能強化【継続】
- ・要保護児童対策地域協議会の機能強化【継続】

### 基本目標3 安全・安心な暮らしを守る環境づくり

施策の方向1 都市基盤・生活環境の整備

<基本施策>

①交通・移動環境の利便性の向上

- ・歩道の段差解消等の推進【継続】
- ・バスの低床化等の促進【継続】
- ・通院、買い物等の移動の利便性の向上【継続】
- ・公共交通の維持・充実【充実】
- ・大阪府福祉のまちづくり条例に基づく改修・整備【継続】

施策の方向2 防犯対策と災害等緊急時の対策の充実

<基本施策>

①防犯対策の充実

- ・地域での防犯活動や見守り活動の促進【継続】
- ・総合的な見守りネットワークの充実【継続】
- ・**「孤立死」を防ぐための体制の充実【新規】**
- ・消費者被害のよくある手口等の周知【継続】
- ・消費者被害相談の対応【継続】
- ・高齢者等の消費者被害防止のための制度等の活用促進【継続】

②災害等緊急時の対策の充実

- ・緊急通報システムによる対応の充実【継続】
- ・在宅の要支援者等の実態把握の促進【継続】
- ・地域での見守り活動の促進【継続】
- ・避難行動要支援者名簿及び支援プランの作成【充実】
- ・要支援者情報の共有の推進【充実】
- ・自主防災組織の育成・支援と防災活動の促進【充実】
- ・災害ボランティアセンターの設置・運営等の充実【充実】
- ・災害ボランティアのコーディネーター養成【継続】
- ・福祉避難所の設置・運営等の充実【充実】